

## 用語について

PRTR	<p>・PRTRとはPollutant Release and Transfer Registerの略称で、わが国では化学物質排出移動量届出制度と呼ばれている。</p> <p>・PRTRは、人の健康や生態系に有害なおそれのある特定化学物質について、事業所からの環境への排出量及び廃棄物に含まれて事業所の外へ移動する量を、事業者が自ら把握し国に届け出るとともに、国は届出データや推計に基づき、排出量・移動量を集計し、公表する制度。</p>																																																																		
事業者	<p>・対象業種に属する事業活動を行っている単一の運営主体(企業等)のこと。</p>																																																																		
事業所	<p>・対象業種に属する事業活動が行われている一単位の場所であり、原則として、単一の運営主体(企業等)のもとで、同一のまたは隣接する敷地内において継続的に事業活動を行っているもの。企業のうち、本社や各工場、各事務所等を指す。</p>																																																																		
大気への排出	<p>・排出口や煙突から対象物質を含む排ガスを大気中へ出すこと。また、パイプ等の継ぎ目から漏洩することや開放場所において溶剤成分が揮発する場合等も該当する。</p>																																																																		
公共用水域への排出	<p>・河川、海域、湖沼、かんがい用水路など、公共の用に供される水域へ対象物質を含む排水を出すこと。</p>																																																																		
当該事業所における土壌への排出	<p>・対象物質が事業所敷地内の土壌に漏洩や飛散及び地下浸透等によって排出されること。本文中では、「土壌への排出」とする。</p>																																																																		
当該事業所における埋立処分	<p>・埋立地が事業所敷地内にあり、そこに対象物質を含む廃棄物を埋め立てること。本文中では、「埋立処分」とする。</p>																																																																		
当該事業所の外への移動	<p>・事業所内で発生した対象物質を含む廃棄物を事業所外で処理・処分すること。これには無償又は逆有償の廃棄物を事業所外でリサイクルすることも含まれる。</p> <p>なお、事業所で発生した使用済みの廃溶剤や廃金属等を外部の再生業者に売却している場合は、「当該事業所の外への移動」に含まれない(有価物)。本文中では、「廃棄物としての移動」とする。</p>																																																																		
下水道への移動	<p>・対象物質を含む廃水が下水道へ排出すること。</p>																																																																		
排出量	<p>・大気への排出量、公共用水域への排出量、土壌への排出量及び事業所内の埋立処分量の合計。</p>																																																																		
移動量	<p>・廃棄物としての移動量及び下水道への移動量の合計。</p>																																																																		
水質汚濁防止法関連の29物質(水濁法29物質)	<p>・水質汚濁防止法の排水基準項目のうち、化管法の第一種指定化学物質に該当するもので、具体的には以下のとおり。一般に、下水道終末処理施設、一般廃棄物や産業廃棄物の最終処分場等を持つ事業所の場合、これらの物質が届出対象となる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>物質番号</th> <th>物質名</th> <th>物質番号</th> <th>物質名</th> <th>物質番号</th> <th>物質名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>垂鉛の水溶性化合物</td> <td>117</td> <td>塩化ビニリデン</td> <td>210</td> <td>1, 1, 2-トリクロロエタン</td> </tr> <tr> <td>37</td> <td>EPN</td> <td>118</td> <td>cis-1, 2-ジクロロエチレン</td> <td>211</td> <td>トリクロロエチレン</td> </tr> <tr> <td>60</td> <td>カドミウム及びその化合物</td> <td>137</td> <td>D-D</td> <td>230</td> <td>鉛及びその化合物</td> </tr> <tr> <td>68</td> <td>クロム及び三価クロム化合物</td> <td>145</td> <td>塩化メチレン</td> <td>252</td> <td>砒素及びその無機化合物</td> </tr> <tr> <td>69</td> <td>六価クロム化合物</td> <td>175</td> <td>水銀及びその化合物</td> <td>283</td> <td>ふっ化水素及びその水溶性塩</td> </tr> <tr> <td>90</td> <td>シマジン</td> <td>178</td> <td>セレン及びその化合物</td> <td>299</td> <td>ベンゼン</td> </tr> <tr> <td>108</td> <td>無機シアン化合物</td> <td>200</td> <td>テトラクロロエチレン</td> <td>304</td> <td>ほう素及びその化合物</td> </tr> <tr> <td>110</td> <td>チオベンカルブ</td> <td>204</td> <td>チウラム</td> <td>306</td> <td>PCB</td> </tr> <tr> <td>112</td> <td>四塩化炭素</td> <td>207</td> <td>銅水溶性塩</td> <td>311</td> <td>マンガン及びその化合物</td> </tr> <tr> <td>116</td> <td>1, 2-ジクロロエタン</td> <td>209</td> <td>1, 1, 1-トリクロロエタン</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	物質番号	物質名	物質番号	物質名	物質番号	物質名	1	垂鉛の水溶性化合物	117	塩化ビニリデン	210	1, 1, 2-トリクロロエタン	37	EPN	118	cis-1, 2-ジクロロエチレン	211	トリクロロエチレン	60	カドミウム及びその化合物	137	D-D	230	鉛及びその化合物	68	クロム及び三価クロム化合物	145	塩化メチレン	252	砒素及びその無機化合物	69	六価クロム化合物	175	水銀及びその化合物	283	ふっ化水素及びその水溶性塩	90	シマジン	178	セレン及びその化合物	299	ベンゼン	108	無機シアン化合物	200	テトラクロロエチレン	304	ほう素及びその化合物	110	チオベンカルブ	204	チウラム	306	PCB	112	四塩化炭素	207	銅水溶性塩	311	マンガン及びその化合物	116	1, 2-ジクロロエタン	209	1, 1, 1-トリクロロエタン		
物質番号	物質名	物質番号	物質名	物質番号	物質名																																																														
1	垂鉛の水溶性化合物	117	塩化ビニリデン	210	1, 1, 2-トリクロロエタン																																																														
37	EPN	118	cis-1, 2-ジクロロエチレン	211	トリクロロエチレン																																																														
60	カドミウム及びその化合物	137	D-D	230	鉛及びその化合物																																																														
68	クロム及び三価クロム化合物	145	塩化メチレン	252	砒素及びその無機化合物																																																														
69	六価クロム化合物	175	水銀及びその化合物	283	ふっ化水素及びその水溶性塩																																																														
90	シマジン	178	セレン及びその化合物	299	ベンゼン																																																														
108	無機シアン化合物	200	テトラクロロエチレン	304	ほう素及びその化合物																																																														
110	チオベンカルブ	204	チウラム	306	PCB																																																														
112	四塩化炭素	207	銅水溶性塩	311	マンガン及びその化合物																																																														
116	1, 2-ジクロロエタン	209	1, 1, 1-トリクロロエタン																																																																

## 使用したデータ・数値の取扱いについて

### (1) 使用したデータについて

ここで使用している6年間のPRTR届出データは、平成22年2月26日に化管法第11条に基づき公表されたPRTR届出データ(過年度のPRTR届出データも同日に修正)を使用しています。

なお、過年度の比較対象は、事業所の対象物質の取扱要件が変更された平成15年度把握(平成16年度届出)から最新の平成20年度把握(平成21年度届出)までの6年間のPRTR届出データとしました。(平成15年度に対象物質の取扱量要件が5トン以上から1トン以上に変更されました。)

### 【データの入手先】

経済産業省 [http://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/law/index.html](http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/index.html)  
環境省 <http://www.env.go.jp/chemi/prtr/risk0.html>  
N I T E <http://www.prtr.nite.go.jp/prtr/prtr.html>

### (2) 数値の取扱いについて

- ・単位は基本的にトンにしています。
- ・排出量・移動量の数値の有効数字は2桁にしています。(一部、2桁以上になっている場合もあります。)
- ・年度は、特に断りがない限り、把握対象年度を指します。また、図表中では「平成XX年度」を「HXX」と省略している場合があります。